

平成 29 年度

県の施策・制度・予算に関する要望

平成 28 年 8 月 30 日

神奈川県市長会

神奈川県市長会役員等名簿

平成28年7月25日現在

役職名	氏名		備考
会 長	秦 野 市 長	古 谷 義 幸	総 務 部 会 長
副 会 長	厚 木 市 長	小 林 常 良	
	小 田 原 市 長	加 藤 憲 一	
	横 須 賀 市 長	吉 田 雄 人	
顧 問	横 浜 市 長	林 文 子	
	川 崎 市 長	福 田 紀 彦	
	相 模 原 市 長	加 山 俊 夫	
	茅 ヶ 崎 市 長	服 部 信 明	
相 談 役	海 老 名 市 長	内 野 優	
常 任 理 事	相 模 原 市 長	加 山 俊 夫	
	茅 ヶ 崎 市 長	服 部 信 明	
	逗 子 市 長	平 井 竜 一	
	大 和 市 長	大 木 哲	
	座 間 市 長	遠 藤 三 紀 夫	
理 事	藤 沢 市 長	鈴 木 恒 夫	行 政 部 会 長
	綾 瀬 市 長	古 塩 政 由	財 政 部 会 長
	伊 勢 原 市 長	高 山 松 太 郎	厚 生 労 働 部 会 長
	南 足 柄 市 長	加 藤 修 平	社 会 文 教 部 会 長
	平 塚 市 長	落 合 克 宏	経 済 部 会 長
監 事	三 浦 市 長	吉 田 英 男	
	鎌 倉 市 長	松 尾 崇	
常 務 理 事	事 務 局 長	山 口 正 志	

要望にあたって

神奈川県内の都市行政の推進につきまして、日頃から特段のご高配を賜り、心から感謝申し上げます。

さて、国の経済対策により、雇用・所得環境の改善を図り、早期の経済再生・デフレ脱却が期待されておりますが、都市自治体を取り巻く環境は、税財政をはじめ依然として厳しい状況にあります。

こうした中、到来する急激な少子高齢化による人口減少社会に備え、社会の変化を見据え、様々な課題・問題の解決に取り組んでいくことが必要であります。また、発災から5年余りが経過した東日本大震災や本年の熊本地震など、突如として発生する自然災害への対策の強化も極めて重要であります。

さらに、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会のセーリング競技とラグビーワールドカップ2019の県内開催は、神奈川の魅力を世界に発信する機会であり、地域経済への寄与も大変期待するところであります。

本要望書は、県内各市の施策や行政課題を着実に推進・解決していくため、県における平成29年度の制度設計や予算編成等へ反映していただくことを目的として、県内各市から提出された232件の要望を取りまとめたもので、いずれも各市にとって重要な事項です。

市民一人ひとりが安心して暮らし、次世代へと繋がるまちづくりをしていくことが、住民に最も身近なところで行政を預かっている我々都市自治体の使命であります。

県におかれましても、厳しい財政状況の中にあっても、「いのち輝くマグネット神奈川」の実現に向けた取組みを本格化させ、「かながわグランドデザイン第2期実施計画」に掲げる施策を着実に推進されているところですが、さらなる県政及び市政の発展のため、各市の実情にご理解を賜り、より一層のご支援をお願い申し上げます。

平成28年8月30日

神奈川県市長会

会長 古谷 義幸

目 次

重点要望事項

1	地震防災対策の拡充について	1
2	都市税財源の充実・強化について	3
3	地域保健医療対策の充実について	5
4	教育行政の充実について	8
5	廃棄物処理対策について	11
6	地域経済の活性化について	12

一般要望事項

1	治安対策の強化について	14
2	地震防災対策の拡充について	15
3	地方の創意を活かした分権型社会の実現について	16
4	社会保障・税番号制度について	16
5	地方創生の推進について	17
6	公共建築物の再配置・長寿命化に伴う更新費用について	18
7	給与制度における地域手当について	18
8	都市税財源の充実・強化について	19
9	都市に対する県助成制度の改善について	20
10	社会福祉施策の充実について	21
11	国民健康保険制度の充実について	24
12	地域保健医療対策の充実について	25
13	放課後の児童対策の充実について	28
14	教育行政の充実について	29
15	文化財保護行政の推進について	31
16	基地対策の促進について	32
17	都市環境行政の推進について	33
18	道路の整備について	36
19	海岸・河川の整備について	39
20	都市整備について	40
21	都市公園等の整備について	42
22	都市交通の整備について	42
23	農林水産業の振興について	43
24	公共用地の取得について	44
25	地域の活性化に向けた取り組みについて	45
26	計画的な社会資本の整備推進について	46
27	東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会、 ラグビーワールドカップ2019開催に向けた取り組みについて	46
28	公契約法の制定について	47
29	産業振興施策に対する財政支援について	47

重点要望事項

凡 例

新規…今年度新規に要望したもの

一部新規…従来の要望を一部改変したもの（アンダーラインのある箇所が改変箇所）

上記以外は、従来から要望を継続しているもの

1 地震防災対策の拡充について

平成 26 年 3 月 28 日に「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」に基づく「地震防災対策推進地域」及び「地震津波避難対策特別強化地域」、並びに「首都直下地震対策特別措置法」に基づく「緊急対策区域」が指定されました。

県内では、近い将来、南関東地震、県西部地震などの発生が予測されており、平成 27 年に神奈川県が東日本大震災後初めて実施した地震被害想定調査報告書では、地震、津波による甚大な被害が想定されており、県内の地震防災対策をより一層強化することが必要です。

については、地震防災対策のさらなる拡充を図るため、次の事項について要望します。

(1) 地震防災対策の支援体制の拡充について

ア 神奈川県市町村地域防災力強化事業費補助金において、防災対策に係る経常的な経費、常備消防の資機材、消防団車両及び消防広域化後の地域手当格差による人件費増額分等について、補助対象を拡大し、補助額、補助率を引き上げる。 **一部新規**

イ 地震対策関連法や神奈川県が示した新たな津波浸水想定に基づき市町村が行う地震防災対策に対する支援体制の拡充及び国が示す知見や制度に係る情報提供や協議を行うこと。

ウ 国の技術的助言に基づく「小規模な倉庫」の取扱いについて、特定行政庁でない自治体において地域の自主防災組織が防災備蓄倉庫の用途に資するために設置する際の要件の緩和を図ること。 **新規**

エ 神奈川県沿道建築物耐震化支援事業費補助金について、第 1 次緊急輸送道路に加え、第 2 次緊急輸送道路及び市指定緊急輸送道路補完道路も対象とすること。 **新規**

(2) 津波対策の強化について

ア 浸水想定域への避難施設設置に対する支援などの新たな津波浸水想定を踏まえた防災対策への支援、国道 134 号線下への防潮扉の設置などの防災対策の実施及び国が示す知見や制度に係る情報提供や協議を行うこと。

イ 津波防災地域づくりの推進計画の策定及び総合的な津波防災対策について、沿岸市町と協議するとともに、専門的技術、知見に係る情報提供等の協力を行うこと。

ウ 神奈川県津波対策推進会議津波浸水想定検討部会における新たな浸水予測に基づくハード・ソフトの津波対策について、県が実施する対策及び沿岸市町が実施すべき対策の方向性や考え方を示すこと。 **新規**

2 都市税財源の充実・強化について

地方分権・地域主権改革の推進は、地方自治体の自主的かつ自立的な行財政運営、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図るうえで、必要不可欠です。

これらの改革を着実に推進するためには、国から地方への権限の移譲などとともに、地方税源の充実・確保や地方交付税等の税財政上の措置のあり方など、都市税財源の拡充が求められています。

については、次の事項について国に働きかけるとともに、県の積極的な支援を要望します。

(1) 都市税財源の充実・確保について

ア 平成 26 年度税制改正において、地方法人課税の偏在是正を目的とし、法人住民税法人税割の一部を国税化することになり、また消費税率引き上げ時にさらに拡大する見込みであり、このことは地方分権への歩みを止めるものであることから、法人住民税の一部国税化の見直しを行うよう国に働きかけること。

また、法人住民税の一部国税化を続ける場合には、地方財政に影響を与えないよう、代替財源を確保するよう国に働きかけること。 **一部新規**

イ 事務・権限の移譲、義務付け・枠付けの見直しを実施される際には、都市が自主的かつ自立的に行政需要に対応できるよう、都市自治体への税源移譲の積極的かつ計画的な推進を図るとともに、臨時財政対策債への振替措置の廃止など地方交付税制度の改正により、地方税財源を充実強化するよう国に働きかけること。

ウ ゴルフ場利用税については、税収の 7 割がゴルフ場所在市町村に交付されており、市町村にとって貴重な財源となっていることから、引き続き堅持することを国に働きかけること。

エ 地方創生応援税制においては、対象団体を限定せず、全ての地方公共団体に適用するよう国に働きかけること。 **新規**

(2) 国庫補助負担金について

ア 税源移譲を伴わない国庫補助負担金の削減等は、都市財政を圧迫するため、行わないよう国に働きかけること。

また、補助単価、対象、基準等については、実態に即した改善を行い、都市自治体の超過負担の解消を図るよう国に働きかけること。

イ まち・ひと・しごと創生事業の実効性を高めるため、その財政需要に対して、地方交付税だけでなく補助金等により適切に交付するよう国に働きかけること。

(3) 地方債制度について

高金利時代の地方債に係る公債費負担を軽減するため、公的資金補償金免除繰上償還制度に代わる新たな公債費負担軽減対策制度を創設し、制度要綱で条件を定める場合は、対象とする金利の引き下げや財政力指数及び資本費といった許可要件の緩和を図るよう国に働きかけること。

(4) 地方交付税について

不交付団体における国庫補助金等の補助率の較差解消及び特例債の創設を国に働きかけること。

3 地域保健医療対策の充実について

全ての人が健康で心豊かに生活できる、活力ある社会を実現するには、地域福祉の体制や医療サービスを、必要とする地域住民が享受できるよう充実させることが重要です。今後、ますます多様化するニーズに対応しながら、一人ひとりの健康の保持や増進に向けた、きめ細かな施策を展開することが強く求められています。

については、地域における保健医療対策の充実を図るため、次の事項について要望します。

(1) 小児医療費助成制度について

ア 子育てにおける親の経済的負担の軽減を図り、安心して子どもを産み、育てることができるように、早急に国の制度として小児医療費助成制度を創設するよう国に働きかけること。

また、自治体が医療費助成等を行っている場合の国民健康保険に係る国庫負担金の減額措置を講じないよう国に働きかけること。

イ 小児及びひとり親家庭等医療費助成事業について、緊急財政対策等による補助金の廃止、減額をすることなく、他都県と同水準まで県の補助率を引き上げること。また、対象者の一部負担金を撤廃するとともに、補助対象者を義務教育に就学する児童生徒まで拡大すること。 **一部新規**

(2) 産科、小児科及び救急医療に係る医療体制の維持について

県の保健医療計画に基づき、深刻な産科医、小児科医及び救急医療に携わる医師不足に対応し、地域における安定した医療環境の確保及び二次医療圏における救急医療体制を維持するため、小児救急医療対策費補助金交付要綱に基づく補助額の維持や小児救急医療施設の運営に係る助成制度の創設など、医療環境の整備並びに医師を安定的に確保する対策を早急に講じるとともに、国に働きかけること。

また、産科医が不足している地域の危機的状況に対し、質の高い効率的な保健医療体制を整備するための施策等支援を行うこと。 **一部新規**

(3) 医療従事者の確保について

ア 地域における安定した医療環境の確保のため、医師や看護師などの医療従事者の処遇改善や勤務環境改善等必要な措置を積極的に講じるよう国に働きかけること。また、深刻な看護師不足に対応するため、看護師等修学資金の拡充など、看護師の養成や確保について必要な措置を講じること。**新規**

イ 県立足柄上病院を含む県立病院の医療体制の充実や地域の基幹病院の機能維持のため深刻な問題となっている麻酔科医の確保など、地域の実情に応じた医療の確保について、医師の派遣や十分な財政措置を講じるよう国に働きかけるとともに、県においても地域医療介護総合確保基金を活用した積極的な対策を講じること。**新規**

(4) 妊婦健康診査に対する支援について

妊婦健康診査の費用について、交付税対象とせず、全額国負担とするとともに、全国どこでも安心して子どもを産み、育てやすい環境を整えるため、統一的な妊婦健康診査体制の整備と健診回数に見合った十分な財政措置を講じるよう国に働きかけること。**一部新規**

(5) 不妊及び不育症治療について

一般不妊及び不育症治療について、新たな支援制度の創設や男性特定不妊治療についての助成額の拡充をするとともに、国に働きかけること。

一部新規

(6) 予防接種について

ア 定期予防接種に係る経費は普通交付税措置ではなく全額国負担とするなど、自治体間において費用負担の格差を生じさせないため、新たな措置を講じるよう国に働きかけること。

イ 風しんの流行による先天性風しん症候群を防止するため、自治体が行う緊急対策に対する補助を継続すること。

(7) がん検診の公費負担に対する支援について

自治体が行うがん検診については、全国統一的な公費負担制度を導入し、「がん対策推進基本計画」の目標達成のための十分な財政措置を講じるよう国に働きかけること。

(8) 地域自殺対策強化交付金事業費補助金について

地域自殺対策強化交付金事業費補助金について、交付金による自殺対策事業の継続実施を国に働きかけること。また、県においても市町村の自殺対策事業の円滑な実施が図られるよう、市町村の財政負担の軽減策を講じるとともに、市町村の負担割合が過剰とならないよう、補助率の見直しなど必要な財源の確実な配分について国に働きかけること。

(9) 在宅医療推進のための駐車禁止除外車両の指定について

在宅医療推進のため、医療及び介護従事者が利用者宅に訪問する際の駐車禁止除外車両指定を行うことができるよう、県警と協議を進めること。

新規

(10) 健康長寿社会実現に向けた「未病を改善する」取り組みについて

健康寿命を延伸し、誰もが健康で活躍できる生涯現役社会の実現のため、市町村の未病を改善する取り組みについて、必要な財源を確保し財政支援を行うこと。また、この財源となる市町村自治基盤強化総合補助金については、市町村の規模に応じた限度額の見直しや補助率の引上げなど、広域的に取り組みやすい制度になるよう見直すこと。**新規**

4 教育行政の充実について

現在、教育環境は、少子化や都市化の進展により、家庭や地域社会の「教育力」の低下などの問題が指摘されています。子どもたちの「生きる力」を育み、確かな学力、豊かな心、健やかな体の育成に努め、豊かな人間性や創造性を備えた子どもたちが育つよう、国や地方自治体はそれぞれの役割分担を認識し、地域の特性を生かした教育行政を進めていくことが重要な課題です。

については、学校教育現場の抱える問題解決と教育行政のより一層の充実を図るため、次の事項について要望します。

(1) 学校教育の充実強化について

ア 学級編制の弾力化や少人数学級編制を図るため、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」（標準法）を改正し、教職員定数の増員及び現状の加配数を維持しつつ予算措置を講じるなど、35人学級の拡大に取り組むよう国に働きかけるとともに、県においても、1クラスの人数を減らす措置と並行して、少人数学級の学級担任の加配配置や、これまで保障されていた指導方法の工夫改善を更に推進するための加配人数の増員を実施すること。また、配置ができるまでの間、市が雇用した非常勤職員の人件費補助制度を創設すること。

イ 入退院を繰り返す児童や生徒に対して、在籍異動を伴わずに院内学級へ入級できる仕組みをつくるよう国に働きかけること。

ウ 平成25年12月に公表された「英語教育改革実施計画」に基づき、小学校中学年での活動型、高学年での教科型授業の実践を目指すため、外国語指導助手（ALT）の配置及び効果的な授業実践を目指したICT機器の整備など、人材の確保及び財政措置を講じるとともに、その支援について国に働きかけること。 **一部新規**

エ 退職教員の数に見合った新採用教職員を配置すること。また、臨時的任用教職員の研修を充実させ、教育指導員の派遣を増加すること。

オ 児童・生徒の読書環境を整備し、読書活動の拡充を図るため、学校図書館において司書教諭を専任配置するとともに、司書教諭の標準定数を定めるよう国に働きかけること。 また、学校司書の配置についての財政措置は地方交付税措置ではなく補助金等により適切に交付するよう国に働きかけること。 **一部新規**

(2) 特別支援教育の充実強化について

- ア 特別支援教育の推進を図るため、特別支援教室に専任の特別支援教育コーディネーター、専門教員、支援員等を加配すること。また、特別支援学級における教員の複数配置について県の基準に基づいた適正な配置を行い、その支援について国に働きかけるとともに、年度途中で任用要件が消失した場合についても、年間指導計画に支障が出ないように継続して任用を行うこと。さらに、非常勤講師や、特別支援教育巡回相談チームへの職員等の派遣など、人的体制の充実による状況の改善を図るとともに、その支援について国に働きかけること。 **一部新規**
- イ 児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに対応する教育を展開するため、神奈川県立特別支援学校を大和市内に設置することも含めて、特別支援教育体制の充実強化を図ること。 **一部新規**
- ウ 特別支援教育における生徒等の支援の充実を図るため、全校に教育相談コーディネーター兼児童生徒支援・指導担当者を専任で配置するとともに、標準定数を定めるよう国に働きかけ、専任で配置されるまでの間、実施できない授業を代わりに担当する非常勤講師を配置すること。また、個別指導やティーム・ティーチング等の支援を行う特別支援教育推進に係る非常勤講師について、各市町村への配当時間の増を図ること。 **一部新規**
- エ 障がいのある子どもたちが学校（園）生活を円滑に送れるように、学習活動や日常生活を支援する介助員について、財政措置を講じること。

新規

(3) 不登校等学校不適応対策について

かながわ教育ビジョンでも推進されているように、心ふれあうきめ細やかな指導の充実を図るため、適応指導教室専任教諭を増員し、現在中学校に配置されているスクールカウンセラーを、小学校全校へ単独配置できるよう予算措置を講じるとともに、年間 245 時間の勤務時間を確保すること。また、児童・生徒の複雑化する問題行動に対応できる相談体制の整備を図るため、社会福祉に関する専門的な知識や技術を有するスクールソーシャルワーカーや訪問相談員（心理専門職）の派遣拡大及び配置の維持を行うこと。

一部新規

(4) 中学校給食導入促進事業補助制度の創設について

全員喫食による中学校完全給食の普及促進を図るため、市町村が導入を進めるにあたって課題となっている施設・設備などの初期整備費用の負担について、補助制度を創設すること。**新規**

(5) 県費学校栄養職員の配置基準の見直しについて

食育推進と学校給食の充実を図るため、県費学校栄養職員の配置基準を見直すこと。**新規**

5 廃棄物処理対策について

廃棄物処理対策の推進は、地球温暖化防止対策や自然環境保全のためにも極めて重要です。現在の家電リサイクル法においては、リサイクル料金が後払い制のため家電製品の不法投棄が増加し、その処理による各自治体の負担も年々増加しています。循環型社会の実現のためには、処理施設の整備とともに、法整備によるリサイクル活動の推進が不可欠です。

については、循環型社会の形成を図るため、次の事項について要望します。

廃棄物処理対策について

ア 家電製品の循環型社会の構築及び不法投棄を防止するため、「特定家庭用機器再商品化法」（家電リサイクル法）の対象となる家電製品の指定品目の追加を行うとともに、リサイクル・収集運搬費用を購入時に支払う方式に改善するよう国に働きかけること。また、不法投棄された家電4品目の処理費用の協力金制度の創設及びリサイクル費用を製造業者の負担とするよう国に働きかけること。

イ ごみ処理施設から生じる焼却灰の資源化を推進するため、県が主体となって、資源化施設の誘致や既存企業の育成を行い、県内に一般廃棄物焼却灰を安定的かつ安価に受け入れられる環境を整備すること。

ウ 循環型社会形成推進地域計画に基づき、計画的な廃棄物処理施設等の整備を行うため、要綱に定める交付率による交付金額を割落としせず地方が必要とする総額を確保するよう国に働きかけること。また、ごみ処理広域化により整備する中継施設は、国のダイオキシン類等の削減方針等にも寄与するものであることから、循環型社会形成推進交付金交付要綱で定める範囲を限定せず、交付対象事業となるよう国に働きかけるとともに、ダイオキシン類対策に係る設備機器延命化のための改修について、「災害時の廃棄物処理システムの強靱化」の対象事業とすること。

また、3%以上の二酸化炭素排出削減を伴わない基幹改良についても、同交付金制度の対象とするよう国に働きかけること。さらに、基幹的設備改良事業の交付対象設備について、機器の単純更新など交付対象外とされている事業についても、基幹的設備改良事業として実施するものは交付対象とするよう国に働きかけること。 **一部新規**

6 地域経済の活性化について

各都市が個性豊かで活力あるまちづくりを推進していくために、さらなる地域経済の活性化と雇用の安定、拡大が求められています。

また、地域経済の活性化を推進するためには、社会資本の整備とともに、地域の実情に合ったまちづくりを都市自らが決定できる権限を持つことが重要です。

ついては、住民が住み続けたいと思う快適で活力ある地域社会実現のために、次の事項について県の積極的な支援を要望します。

(1) 国・県道の早期事業化、整備促進等について

第二東海自動車道（新東名高速道路）、圏央道、厚木秦野道路、三浦縦貫道路などの広域幹線道路や地域生活に密接な関わりを有する国・県道の建設促進や西湘バイパス延伸などの早期事業化を図ること。

また、有料道路の料金の引き下げや無料化を図るなど地域活性化に向けた必要な措置を講じるとともに、スマートインターチェンジの設置について積極的な取り組みを行うこと。【横須賀、鎌倉、小田原、逗子、三浦、秦野、厚木、大和、伊勢原、海老名、南足柄、綾瀬、藤沢】

(2) 海岸・河川の整備等について

ア 海岸の保全について

早急に砂浜の侵食及び砂の劣化原因について調査を行い、最良の養浜及び改善対策を講じること。

また、バーベキュー等の無秩序な海岸利用について、県が策定する条例において規制するなどの適正な海岸管理対策を講じること。

【茅ヶ崎、逗子、平塚】

イ 河川の整備等の促進について

治水対策及び浄化対策の観点から河川の整備を促進するとともに、土砂が堆積している河川においては、河床の浚渫を実施すること。

また、津波が遡上した際、河川に不法係留されているプレジャーボートが被害拡大の要因となるため、早急に不法係留船対策を講じること。

さらに、整備等にあたっては、関係都市や地域住民等の意見を尊重すること。【小田原、茅ヶ崎、厚木、大和、海老名、南足柄、綾瀬、平塚、鎌倉、藤沢、伊勢原】一部新規

(3) 空き家対策の推進について

定住を促す魅力的な都市環境づくりと人口減少社会に対応した総合的な住宅政策を推進するため、空き家の有効活用や流通の促進、解体を含めた適正な管理等について、財政支援を行うこと。

【横須賀、平塚、藤沢、厚木、南足柄】 新規

(4) 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会、ラグビーワールドカップ2019開催に向けた取り組みについて

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会及びラグビーワールドカップ2019に向けたスポーツ施設の整備等について、新たな国庫補助制度を創設するよう、国に働きかけること。

【厚木、平塚、藤沢、茅ヶ崎】 新規

一 般 要 望 事 項

凡 例

新規…今年度新規に要望したもの

一部新規…従来の要望を一部改変したもの（アンダーラインのある箇所が改変箇所）

上記以外は、従来から要望を継続しているもの

1 治安対策の強化について

ここ数年の県内の刑法犯及び重要犯罪認知件数は減少傾向にありますが、依然として治安の悪化が危惧されています。また、生活に不安を抱える高齢者の増加により、防犯・交通安全に係る警察活動に寄せる市民の期待は、ますます大きくなっています。

については、安全安心のまちづくりをさらに推進するため、次の事項について積極的に対策を講じるよう要望します。

(1) 警察体制の拡充について

ア 茅ヶ崎市においては、香川、松林、鶴嶺西地区及び周辺環境の変化が著しい小和田地区に交番を設置し、小出、西久保、南湖駐在所を交番に転換すること。**一部新規**

イ 海老名市においては、さがみ野駅前に交番を設置するとともに、交番設置までの間のさがみ野安全安心ステーションの運営に要する費用を負担すること。また、大規模複合商業施設が昨年10月に開業し、市内外からの集客により賑わいが創出された反面、犯罪の増加が懸念されることから、海老名駅西口に交番を設置すること。

ウ 南足柄市においては、人口密集地区である岡本地区の岩原・沼田地域に新たな交番等を設置すること。

(2) 道路交通安全対策の強化について

交通事故の減少に向けて、県公安委員会が所管する横断歩道等の不鮮明な路面標示の補修を迅速に行うこと。**新規**

2 地震防災対策の拡充について

平成 26 年 3 月 28 日に「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」に基づく「地震防災対策推進地域」及び「地震津波避難対策特別強化地域」、並びに「首都直下地震対策特別措置法」に基づく「緊急対策区域」が指定されました。

県内では、近い将来、南関東地震、県西部地震などの発生が予測されており、平成 27 年に神奈川県が東日本大震災後初めて実施した地震被害想定調査報告書では、地震、津波による甚大な被害が想定されており、県内の地震防災対策をより一層強化することが必要です。

については、地震防災対策のさらなる拡充を図るため、次の事項について要望します。

(1) 地震防災対策の支援体制の拡充について

ア 神奈川県市町村地域防災力強化事業費補助金において、防災対策に係る経常的な経費、常備消防の資機材、消防団車両及び消防広域化後の地域手当格差による人件費増額分等について、補助対象を拡大し、補助額、補助率を引き上げること。**一部新規**

イ 地震対策関連法や神奈川県が示した新たな津波浸水想定に基づき市町村が行う地震防災対策に対する支援体制の拡充及び国が示す知見や制度に係る情報提供や協議を行うこと。

ウ 国の技術的助言に基づく「小規模な倉庫」の取扱いについて、特定行政庁でない自治体において地域の自主防災組織が防災備蓄倉庫の用途に資するために設置する際の要件の緩和を図ること。**新規**

エ 神奈川県沿道建築物耐震化支援事業費補助金について、第 1 次緊急輸送道路に加え、第 2 次緊急輸送道路及び市指定緊急輸送道路補完道路も対象とすること。**新規**

(2) 津波対策の強化について

ア 浸水想定域への避難施設設置に対する支援などの新たな津波浸水想定を踏まえた防災対策への支援、国道 134 号線下への防潮扉の設置などの防災対策の実施及び国が示す知見や制度に係る情報提供や協議を行うこと。

イ 津波防災地域づくりの推進計画の策定及び総合的な津波防災対策について、沿岸市町と協議するとともに、専門的技術、知見に係る情報提供等の協力を行うこと。

ウ 神奈川県津波対策推進会議津波浸水想定検討部会における新たな浸水予測に基づくハード・ソフトの津波対策について、県が実施する対策及び沿岸市町が実施すべき対策の方向性や考え方を示すこと。**新規**

3 地方の創意を活かした分権型社会の実現について

持続可能な地域づくりの実現のためには、地域の個性を發揮し、自立した行政運営ができる環境を早急に整備していくことが必要です。

先進的な諸施策について都市自治体間で情報共有等を図り、相互に連携・協力を深めるとともに、効率的・効果的な行政運営が必要となります。

については、次の事項について要望します。

中核市移行に伴う支援について

中核市への円滑な移行を実現するため、移行市に対し積極的な情報提供を行うとともに、保健所業務をはじめとする中核市に係る事務を円滑に引き継げるよう、人的及び財政的支援等の措置を適切に実施すること。

また、平成 28 年 6 月に公布された改正児童福祉法に、施行後 5 年を目途として中核市が児童相談所を設置できるよう、国が設置に係る支援等を行うことが盛り込まれたことから、具体的な施策に関する早期の検討を行うとともに、適切な措置を講じるよう国に働きかけること。 **一部新規**

4 社会保障・税番号制度について

社会保障・税番号制度の導入に伴い、平成 28 年 1 月から社会保障分野や税分野等における個人番号の利用が開始されました。平成 29 年 7 月には地方自治体等も含めたオンラインでの情報連携をはじめ、幅広い分野での利用が開始されることから、安定的かつ安全な制度の運用が重要となります。

については、次の事項について要望します。

社会保障・税番号制度導入に伴う支援について

ア 社会保障・税番号制度の運用にあたり、各自治体間のさらなる情報共有を支援するとともに、法定受託事務であることから、事務費も含めた個人番号カードの交付に関する経費、システム整備経費と情報セキュリティ対策を含めた運用経費の全てを補助対象経費として認め、その全額を補助するよう国に働きかけること。

- イ 個人番号カード普及に向けて国が推進する、コンビニエンスストア等での証明書交付に係るシステムの導入及び運用経費については、特別交付税措置ではなく、一定割合を確実に国で負担する制度に改めるよう国に働きかけること。また、個人番号カードの普及に向けては、自治体ごとの取り組みのみに委ねず、全国的に取り組むべき施策の実現により主導的に進めるよう国に働きかけること。**新規**
- ウ 電子証明書を活用したサービスの導入効果を高めるため、電子証明書の有効期限を延長し、個人番号カードと同一とするよう関係法令を整備するとともに、有効期限が近くなった際に案内状を送付するなど住民に分かりやすい仕組みとするよう国に働きかけること。**新規**
- エ 個人住民税の特別徴収義務者に発出する、給与所得に係る特別徴収税額の通知及び変更通知については、郵送時の誤配送等による特定個人情報の漏えいのおそれがあるため、個人番号を「当面記載しない」取扱いとするよう国に働きかけること。**新規**

5 地方創生の推進について

まち・ひと・しごと創生法に基づき、平成 27 年度に都市自治体における地方人口ビジョンと地方版総合戦略が策定され、平成 28 年度から創設された地方創生推進交付金等を活用しながら、総合戦略の具現化に向けた取り組みが本格的に展開されることとなっています。地域再生計画を作成するにあたり、重要な要素の 1 つである地域間連携の取り組みを推進していくためには、県と市町村が役割分担を明確にしながら、連携や調整を進める必要があります。

については、次の事項について要望します。

地方創生推進のための支援体制の整備について

地域間連携の取り組みを進めるうえで、市町村間での協議のみでは共通した政策目標の整理のほか、事業実施に向けた役割分担や利害調整に限界があるため、特定地域の取り組みにとどまらず、県全体や各県政総合センター区域における地域間連携の促進に向けた、政策分析・立案及びコーディネートなどに主体的に取り組むこと。**新規**

6 公共建築物の再配置・長寿命化に伴う更新費用について

多くの都市自治体において、所有する公共施設の老朽化が進み、今後次々と施設更新を迎えることが課題となっていますが、必要な財源の確保が難しい状況があります。特に、公共建築物の長寿命化に対する補助制度は創設されておらず、一部、国土交通省所管の社会資本整備総合交付金において、まちづくりの一環として整備される制度はあるものの、区域や施設が限定されているなど、全ての公共建築物を包含するものではありません。安定的な財政運営と継続的な行政サービスを行っていくためにも、公共施設の再配置・長寿命化は重要となっています。

については、次の事項について要望します。

公共建築物の更新費用に対する補助制度の創設について

公共施設の再配置計画や長寿命化計画に基づき実施される、施設の更新費用（改築費、除却費、修繕費など）に対する新たな補助制度を創設するよう国に働きかけること。

新規

7 給与制度における地域手当について

地域手当の支給割合は、公務員の職員給与のみならず、介護保険制度における介護報酬、子ども・子育て支援新制度における公定価格の算定基準となっています。このため、近隣自治体との均衡を考慮したうえで設定することが望ましいと考えられますが、現状は、行政区域ごとに設定されていることから、生活実態に差のない近隣自治体間において格差が生まれるなど、地域の実情とはかけ離れた状況が生じています。

については、次の事項について要望します。

地域手当の支給割合見直しについて

市民サービスに係る事業者の人材確保などへの影響を考慮し、地域の実情に合わせて地域手当の支給割合の見直しを行うよう国に働きかけること。**新規**

8 都市税財源の充実・強化について

地方分権・地域主権改革の推進は、地方自治体の自主的かつ自立的な行財政運営、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図るうえで、必要不可欠です。

これらの改革を着実に推進するためには、国から地方への権限の移譲などとともに、地方税源の充実・確保や地方交付税等の税財政上の措置のあり方など、都市税財源の拡充が求められています。

については、次の事項について国に働きかけるとともに、県の積極的な支援を要望します。

(1) 都市税財源の充実・確保について

ア 平成 26 年度税制改正において、地方法人課税の偏在是正を目的とし、法人住民税法人税割の一部を国税化することになり、また消費税率引き上げ時にさらに拡大する見込みであり、このことは地方分権への歩みを止めるものであることから、法人住民税の一部国税化の見直しを行うよう国に働きかけること。

また、法人住民税の一部国税化を続ける場合には、地方財政に影響を与えないよう、代替財源を確保するよう国に働きかけること。 **一部新規**

イ 事務・権限の移譲、義務付け・枠付けの見直しを実施される際には、都市が自主的かつ自立的に行政需要に対応できるよう、都市自治体への税源移譲の積極的かつ計画的な推進を図るとともに、臨時財政対策債への振替措置の廃止など地方交付税制度の改正により、地方税財源を充実強化するよう国に働きかけること。

ウ ゴルフ場利用税については、税収の 7 割がゴルフ場所在市町村に交付されており、市町村にとって貴重な財源となっていることから、引き続き堅持することを国に働きかけること。

エ 地方創生応援税制においては、対象団体を限定せず、全ての地方公共団体に適用するよう国に働きかけること。 **新規**

(2) 国庫補助負担金について

ア 税源移譲を伴わない国庫補助負担金の削減等は、都市財政を圧迫するため、行わないよう国に働きかけること。

また、補助単価、対象、基準等については、実態に即した改善を行い、都市自治体の超過負担の解消を図るよう国に働きかけること。

イ まち・ひと・しごと創生事業の実効性を高めるため、その財政需要に対して、地方交付税だけでなく補助金等により適切に交付するよう国に働きかけること。

(3) 地方債制度について

高金利時代の地方債に係る公債費負担を軽減するため、公的資金補償金免除繰上償還制度に代わる新たな公債費負担軽減対策制度を創設し、制度要綱で条件を定める場合は、対象とする金利の引き下げや財政力指数及び資本費といった許可要件の緩和を図るよう国に働きかけること。

(4) 地方交付税について

不交付団体における国庫補助金等の補助率の較差解消及び特例債の創設を国に働きかけること。

9 都市に対する県助成制度の改善について

県の各種助成制度等については、国、県、市それぞれの役割を果たすうえで、重要な役割を担ってきました。

県においては、財政健全化を目的として、さまざまな補助金、交付金制度の見直し等を行っており、各都市の財政負担の増加や住民サービスの低下等が懸念されています。

については、次の事項について県の積極的な支援を要望します。

県補助金等の是正について

ア 県補助金の見直しによる補助金の削減や、一括交付金化という看板のもとでの減額などは、市町村の負担となって財政を圧迫し、住民サービスの低下につながりかねない。見直しに当たっては、個別に関係団体の意見を反映する等のきめ細やかな検討を行い、安易な休廃止や減額を行わず、検討内容や経過について市町村と十分な調整を行うとともに、徹底的に事務を簡素化し、県・市町村負担の軽減策を講じたうえで、所要額総額を確保するための十分な予算措置を講じること。**新規**

イ 県補助金については、毎年度の当初予算編成において、さらには、年度開始後の交付決定等において削減等が実行され、市町村の計画的な財政運営を阻害しているため、県、市町村の役割と費用負担の見直しが、安易な市町村転嫁とならないよう対策を講じること。

ウ 暮らし・にぎわい再生事業及び都市再生整備計画事業に係る補助要綱等の整備を行い、民間事業者への地方公共団体負担分について、市と協調し応分の負担を行うこと。

10 社会福祉施策の充実について

今日の我が国は、少子・高齢化が世界に例を見ないスピードで進行しており、経済や社会保障、地域福祉などの多くの分野に重大な影響を与えています。こうした社会経済情勢のもとでは、社会福祉を向上させ、だれもが生活しやすい社会を実現していくことが重要です。

については、社会福祉施策の充実を図るため、次の事項について要望します。

(1) 高齢者施設の整備に対する支援等について

ア 特別養護老人ホーム等の施設整備について、施設整備費の増加や補助金の削減などにより事業者の財政負担が増大していることから、施設整備に係る財政支援について、十分な財源措置を講じること。

イ 入所者の安全を維持するため、老人福祉施設等の老朽化に伴う大規模修繕に対する支援制度を確立すること。また、改築に対しても補助金を交付すること。

(2) 介護保険制度の充実について

ア 都市自治体による要介護認定、保険料の賦課・徴収、保険給付等の事務に係る多大な財政負担を避け、介護保険の健全な財政運営を図るため、介護給付費負担金の国庫負担を25%の定率とし、調整交付金を別枠とするとともに、介護サービス基盤整備に関する施設整備や人材育成、人材確保について十分な財政支援と施策の充実を図るよう国に働きかけること。

イ 低所得者への軽減措置を確実に実施し、国の責任において負担するよう国に働きかけること。

ウ 次期介護報酬の改定においては、介護職員の十分な確保や地域における安定した介護保険サービスを提供するため、介護報酬の充実を国に働きかけること。また、「地域区分」については市町村ごとではなく、生活圏の実情を把握し、地域に即した見直しを行うよう国に働きかけること。 **一部新規**

(3) 市民後見人の養成について

平成24年度から県において実施されている市民後見人養成研修を引き続き実施し、必要な予算の確保に努めるとともに、地域医療介護総合確保基金による介護人材確保対策事業（権利擁護人材育成事業）についても、市町村が安定した財源のもと、適切に事業を遂行できるよう国との協議を進めること。また、県内市町村が積極的に市民後見人の養成に取り組むことができるよう、国や裁判所に働きかけること。 **一部新規**

(4) 障害者福祉の充実について

ア 重度障害者医療費助成制度について、精神障害者の1級の入院についても対象とするとともに、対象者を療育手帳B1の方まで拡大すること。ただし、対象者・対象範囲の拡大にあたっては、市町村の財政負担が増大することのないよう各市町村の意見を取り入れ、県補助金の負担率を100%とするなど財政措置の配慮をすること。

また、地域間で助成対象者に格差が生じないように、全国統一の制度を創設し国の事業として拡充するよう国に働きかけること。

さらに、重度の身体・知的障害者の医療費助成制度における、対象者の一部負担金及び所得制限の導入並びに65歳以上の新規対象者を県費補助の対象外とする措置について、撤廃すること。 **一部新規**

イ 身体障害者や知的障害者に実施されている各種交通運賃の割引について、制度から除外されている精神障害者を割引の対象にするよう、国や交通事業者に働きかけること。

ウ 障害福祉サービス及び障害児通所支援に係る自立支援給付事業等については、全額国の負担とすること。

また、障害者総合支援法による市町村地域生活支援事業については、国が実施している統合補助金方式を改めるとともに、国庫補助率1/2を確保するよう確実な財源担保を国に働きかけること。

エ 重症心身障害児者の地域移行と在宅生活の継続維持のため、障害保健福祉圏域において、「住まいの場」と地域社会へのサービス提供機能を持つ施設の整備に向け必要な支援を行うこと。 **一部新規**

オ 重度訪問介護事業等訪問系サービスは、国の負担基準による負担金の上限設定があり、この上限を超えた部分については、国はその2分の1を補助する制度を構築している。しかし、当該補助制度を活用するには、県においても一定の割合で補助する制度の構築が前提になっていることから、神奈川県においてもこの補助制度を創設すること。

カ 障害者の就労支援の充実を図るため、複数市町村で構成する地域就労援助センター事業は、県の市町村事業推進交付金の対象となっているのに対し、市単独で実施している就労支援事業は同交付金の対象となっていないことから、市単独で実施している事業に対しても財政的な支援を行うこと。

キ 障害者総合支援法に基づく補装具費の支給が受けられない軽度及び中等度難聴の児童に対し、補聴器の購入費用に対する支援制度を創設すること。 **新規**

(5) 児童福祉の充実について

- ア 子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、子ども及び子どもを養育している者に対して、十分な支援が行われるよう自治体への財政支援を行うこと。
- イ 教育標準時間認定（1号認定）の子どもに係る施設型給付の地方単独費用部分は、国が本来負担すべき部分を地方に転嫁することのないよう、県補助分を減額することなく全額補助とするとともに、早急に地方単独費用部分を廃止し、制度本来の国2・都道府県1・市町村1の負担割合とすることを国に働きかけること。
- ウ 保育緊急対策事業費補助金については、待機児童の多くを占める0～2歳児の保育所への受入促進や児童の健康管理を図るため平成27年度から補助金の交付が行われているが、低年齢児受入対策緊急支援事業など要領の一部は27年度・28年度の2年間に限定されている。
- 補助金の減額は、民間保育所への影響が甚大であることから、制度の継続もしくは新たな制度の創設など支援を充実するとともに、平成29年度以降の補助金についての方針を早期に示すこと。 **一部新規**
- エ 病児保育事業について、適切な補助を行うため、補助基準額の積み増しを行うよう国に働きかけること。 **新規**
- オ 待機児童の解消に向けて保育所の整備を進めるにあたり、事業者の経営安定化を図るため、事業者の負担となっている施設整備費について、障害福祉施設等と同様に借入償還金に係る新たな支援制度を創設すること。 **新規**

(6) 幼稚園就園奨励費補助制度の充実について

幼稚園就園奨励費補助制度については、国における幼児教育の無償化に向けた段階的取り組みにより、市町村の負担がより一層増大することが予測されるため、現行の市町村に対する国の補助割合（補助対象額の3分の1以内）を引き上げるよう国に働きかけること。また、現行制度においても、補助割合どおり十分な財源措置を講じ、補助金を圧縮率等で減額することのないよう国に働きかけるとともに、補助割合に満たない場合は、不足分の財源措置を講じること。 **一部新規**

(7) 生活保護費負担金について

生活保護制度は法定受託事務であり、本来国が果たすべき役割に係るものであることから、生活保護費負担金については、全額国庫負担とするよう国に働きかけること。

また、生活保護法の適用対象とならない外国人に対する支援についても、同様に全額国庫負担とするよう国に働きかけること。

(8) 生活困窮者自立支援法関係支援事業の国庫負担等について

自治体が積極的に行ってきた生活困窮者自立支援制度が全額国庫補助であったのと同様に、生活困窮者自立支援法における各種支援事業については、市町村の負担超過とならないよう、全額国庫負担とするよう国に働きかけること。

(9) 無料低額宿泊所に対する法整備について

無料低額宿泊所は、社会福祉法に基づく施設であるが、事業開始後の届出が義務付けられているだけで、施設整備や運営に関する最低基準等も具体的には定められていないことから、無料低額宿泊所が入居者の生活の向上と地域福祉の推進に資するよう、届出制の見直しと、設備・運営等の基準の明確化、指導の権限強化などの法整備を行うよう国に働きかけること。

(10) 居所不明児童及び徘徊高齢者対策への支援について

居所不明児童及び徘徊高齢者の発生を防止するための情報収集については一自治体では限界があるため、居所不明児童については、市町村間の情報共有の取り組みへの拡充を図るとともに、徘徊高齢者については、組織を明確化する制度の創設及び市町村からの出入国記録の照会に対する迅速な対応について取り組むこと。**新規**

11 国民健康保険制度の充実について

国民健康保険制度は、構造的に高齢者や低所得者を多く抱えていることや、医療の高度化による医療費の増加などにより、厳しい財政運営を迫られています。こうした中、国では制度の改正や保険者の再編・統合など、構造的課題の解決に向け動き始めています。

については、新たな医療制度の創設にあたって、国民健康保険事業の広域化及び財政基盤の安定を図るため、次の事項について要望します。

(1) 国民健康保険制度の財政基盤の強化について

ア 年々増加する保険給付費により厳しい財政運営が続いているなか、国民健康保険制度の健全で安定した運営を継続するため、国庫負担を引き上げるなど、保険者の負担軽減を図ること。また、出産一時金の廃止にみられるように市町村国保財政の負担増加となる補助金の廃止を行わないこと及び一般会計からの繰入に対しても十分な財

政措置を講じるよう国に働きかけること。

さらに、低所得者対策及び社会保障サービスである地方単独事業への財政支援を行うこと。

イ 特定健診・特定保健指導の円滑な実施に対応すべく、人件費や電算システム経費等に対する財政措置及び人材確保のための支援策を講じるよう国に働きかけること。

一部新規

ウ 平成 30 年度に施行となる国民健康保険事業の都道府県単位化にあたり、県と市町村との事務連携が簡素で効率的なものとなるよう十分に市町村と協議するとともに、システム改修等の必要経費の国庫負担が不足することのないよう、また、速やかな情報提供を行うよう国に働きかけること。**新規**

(2) 国民健康保険における県普通調整交付金の見直しについて

国民健康保険における県普通調整交付金について、交付金本来の目的である自治体間の財政調整のため、現在の定率による交付から所得水準に応じた交付に改めること。

12 地域保健医療対策の充実について

全ての人々が健康で心豊かに生活できる、活力ある社会を実現するには、地域福祉の体制や医療サービスを、必要とする地域住民が享受できるよう充実させることが重要です。今後、ますます多様化するニーズに対応しながら、一人ひとりの健康の保持や増進に向けた、きめ細かな施策を展開することが強く求められています。

については、地域における保健医療対策の充実を図るため、次の事項について要望します。

(1) 小児医療費助成制度について

ア 子育てにおける親の経済的負担の軽減を図り、安心して子どもを産み、育てることができるように、早急に国の制度として小児医療費助成制度を創設するよう国に働きかけること。

また、自治体が医療費助成等を行っている場合の国民健康保険に係る国庫負担金の減額措置を講じないよう国に働きかけること。

イ 小児及びひとり親家庭等医療費助成事業について、緊急財政対策等による補助金の廃止、減額をすることなく、他都県と同水準まで県の補助率を引き上げること。また、対象者の一部負担金を撤廃するとともに、補助対象者を義務教育に就学する児童生徒まで拡大すること。 **一部新規**

(2) 産科、小児科及び救急医療に係る医療体制の維持について

県の保健医療計画に基づき、深刻な産科医、小児科医及び救急医療に携わる医師不足に対応し、地域における安定した医療環境の確保及び二次医療圏における救急医療体制を維持するため、小児救急医療対策費補助金交付要綱に基づく補助額の維持や小児救急医療施設の運営に係る助成制度の創設など、医療環境の整備並びに医師を安定的に確保する対策を早急に講じるとともに、国に働きかけること。

また、産科医が不足している地域の危機的状況に対し、質の高い効率的な保健医療体制を整備するための施策等支援を行うこと。 **一部新規**

(3) 医療従事者の確保について

ア 地域における安定した医療環境の確保のため、医師や看護師などの医療従事者の処遇改善や勤務環境改善等必要な措置を積極的に講じるよう国に働きかけること。また、深刻な看護師不足に対応するため、看護師等修学資金の拡充など、看護師の養成や確保について必要な措置を講じること。 **新規**

イ 県立足柄上病院を含む県立病院の医療体制の充実や地域の基幹病院の機能維持のため深刻な問題となっている麻酔科医の確保など、地域の実情に応じた医療の確保について、医師の派遣や十分な財政措置を講じるよう国に働きかけるとともに、県においても地域医療介護総合確保基金を活用した積極的な対策を講じること。 **新規**

(4) 妊婦健康診査に対する支援について

妊婦健康診査の費用について、交付税対象とせず、全額国負担とするとともに、全国どこでも安心して子どもを産み、育てやすい環境を整えるため、統一的な妊婦健康診査体制の整備と健診回数に見合った十分な財政措置を講じるよう国に働きかけること。

一部新規

(5) 不妊及び不育症治療について

一般不妊及び不育症治療について、新たな支援制度の創設や男性特定不妊治療についての助成額の拡充をするとともに、国に働きかけること。 **一部新規**

(6) 予防接種について

ア 定期予防接種に係る経費は普通交付税措置ではなく全額国負担とするなど、自治体間において費用負担の格差を生じさせないため、新たな措置を講じるよう国に働きかけること。

イ 風しんの流行による先天性風しん症候群を防止するため、自治体が行う緊急対策に対する補助を継続すること。

(7) がん検診の公費負担に対する支援について

自治体が行うがん検診については、全国統一的な公費負担制度を導入し、「がん対策推進基本計画」の目標達成のための十分な財政措置を講じるよう国に働きかけること。

(8) 地域自殺対策強化交付金事業費補助金について

地域自殺対策強化交付金事業費補助金について、交付金による自殺対策事業の継続実施を国に働きかけること。また、県においても市町村の自殺対策事業の円滑な実施が図られるよう、市町村の財政負担の軽減策を講じるとともに、市町村の負担割合が過剰とならないよう、補助率の見直しなど必要な財源の確実な配分について国に働きかけること。

(9) 在宅医療推進のための駐車禁止除外車両の指定について

在宅医療推進のため、医療及び介護従事者が利用者宅に訪問する際の駐車禁止除外車両指定を行うことができるよう、県警と協議を進めること。**新規**

(10) 健康長寿社会実現に向けた「未病を改善する」取り組みについて

健康寿命を延伸し、誰もが健康で活躍できる生涯現役社会の実現のため、市町村の未病を改善する取り組みについて、必要な財源を確保し財政支援を行うこと。また、この財源となる市町村自治基盤強化総合補助金については、市町村の規模に応じた限度額の見直しや補助率の引上げなど、広域的に取り組みやすい制度になるよう見直すこと。

新規

13 放課後の児童対策の充実について

経済情勢の変化に伴う雇用環境や家計状況により、子育て支援対策の整備・拡充に対する期待は高まっている一方で、子どもたちを取り巻く状況は悪化し、悲惨な事件や事故が報告されています。このような状況の下、放課後子ども教室や放課後児童クラブ等は、放課後における児童の安全・安心な居場所となっています。

については、放課後児童対策のさらなる充実を図るため、次の事項について要望します。

放課後児童健全育成事業について

- ア 放課後児童健全育成事業に係る交付金について、支援員等の雇用安定や障害児の受け入れについて引き続き支援の充実を図るとともに、土曜日等の少人数利用時における支援員等の配置に係る経費についても財政措置を講じるよう国に働きかけること。
- イ 子ども・子育て支援新制度に基づく放課後児童クラブの施設整備に係る補助について、空調設備の整備に係る賃借料を補助対象とするよう国に働きかけること。また、施設整備に係る経費に対する補助基準額については、新制度の確保対策の目標年度である平成 31 年度までの間については、平成 27 年度の基準を維持すること。**新規**
- ウ 「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」において、放課後児童支援員となるための認定資格研修の受講が求められているが、受講期間中の代替職員の人件費に対する財政措置を講じること。**新規**
- エ 放課後児童クラブを利用するひとり親世帯及び多子世帯の経済的負担を軽減するため、利用料の減免を行った場合の減免額に対する補助制度を創設すること。

新規

14 教育行政の充実について

現在、教育環境は、少子化や都市化の進展により、家庭や地域社会の「教育力」の低下などの問題が指摘されています。子どもたちの「生きる力」を育み、確かな学力、豊かな心、健やかな体の育成に努め、豊かな人間性や創造性を備えた子どもたちが育つよう、国や地方自治体はそれぞれの役割分担を認識し、地域の特性を生かした教育行政を進めていくことが重要な課題です。

については、学校教育現場の抱える問題解決と教育行政のより一層の充実を図るため、次の事項について要望します。

(1) 学校教育の充実強化について

ア 学級編制の弾力化や少人数学級編制を図るため、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」（標準法）を改正し、教職員定数の増員及び現状の加配数を維持しつつ予算措置を講じるなど、35人学級の拡大に取り組むよう国に働きかけるとともに、県においても、1クラスの人数を減らす措置と並行して、少人数学級の学級担任の加配配置や、これまで保障されていた指導方法の工夫改善を更に推進するための加配人数の増員を実施すること。また、配置ができるまでの間、市が雇用した非常勤職員の人件費補助制度を創設すること。

イ 入退院を繰り返す児童や生徒に対して、在籍異動を伴わずに院内学級へ入級できる仕組みをつくるよう国に働きかけること。

ウ 平成25年12月に公表された「英語教育改革実施計画」に基づき、小学校中学年での活動型、高学年での教科型授業の実践を目指すため、外国語指導助手（ALT）の配置及び効果的な授業実践を目指したICT機器の整備など、人材の確保及び財政措置を講じるとともに、その支援について国に働きかけること。 **一部新規**

エ 退職教員の数に見合った新採用教職員を配置すること。また、臨時的任用教職員の研修を充実させ、教育指導員の派遣を増加すること。

オ 児童・生徒の読書環境を整備し、読書活動の拡充を図るため、学校図書館において司書教諭を専任配置するとともに、司書教諭の標準定数を定めるよう国に働きかけること。また、学校司書の配置についての財政措置は地方交付税措置ではなく補助金等により適切に交付するよう国に働きかけること。 **一部新規**

(2) 特別支援教育の充実強化について

ア 特別支援教育の推進を図るため、特別支援教室に専任の特別支援教育コーディネーター、専門教員、支援員等を加配すること。また、特別支援学級における教員の複数配置について県の基準に基づいた適正な配置を行い、その支援について国に働きかけるとともに、年度途中で任用要件が消失した場合についても、年間指導計画に支障が出ないよう継続して任用を行うこと。さらに、非常勤講師や、特別支援教育巡回相談

チームへの職員等の派遣など、人的体制の充実による状況の改善を図るとともに、その支援について国に働きかけること。 **一部新規**

イ 児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに対応する教育を展開するため、神奈川県立特別支援学校を大和市内に設置することも含めて、特別支援教育体制の充実強化を図ること。 **一部新規**

ウ 特別支援教育における生徒等の支援の充実を図るため、全校に教育相談コーディネーター兼児童生徒支援・指導担当者を専任で配置するとともに、標準定数を定めるよう国に働きかけ、専任で配置されるまでの間、実施できない授業を代わりに担当する非常勤講師を配置すること。また、個別指導やティーム・ティーチング等の支援を行う特別支援教育推進に係る非常勤講師について、各市町村への配当時間の増を図ること。 **一部新規**

エ 障がいのある子どもたちが学校（園）生活を円滑に送れるように、学習活動や日常生活を支援する介助員について、財政措置を講じること。 **新規**

(3) 不登校等学校不適応対策について

かながわ教育ビジョンでも推進されているように、心ふれあうきめ細やかな指導の充実を図るため、適応指導教室専任教諭を増員し、現在中学校に配置されているスクールカウンセラーを、小学校全校へ単独配置できるよう予算措置を講じるとともに、年間245時間の勤務時間を確保すること。また、児童・生徒の複雑化する問題行動に対応できる相談体制の整備を図るため、社会福祉に関する専門的な知識や技術を有するスクールソーシャルワーカーや訪問相談員（心理専門職）の派遣拡大及び配置の維持を行うこと。

一部新規

(4) 中学校給食導入促進事業補助制度の創設について

全員喫食による中学校完全給食の普及促進を図るため、市町村が導入を進めるにあたって課題となっている施設・設備などの初期整備費用の負担について、補助制度を創設すること。 **新規**

(5) 県費学校栄養職員の配置基準の見直しについて

食育推進と学校給食の充実を図るため、県費学校栄養職員の配置基準を見直すこと。

新規

15 文化財保護行政の推進について

文化財は、長い年月を経て先祖から受け継いできた貴重な財産です。これは、時空を超えた古来の歴史や文化への理解を促すばかりでなく、将来の文化の向上と発展に大きな役割を担っています。すべての人が一体となって、かけがえのない文化遺産を保護し、次世代に継承することが求められています。

ついては、文化財保護行政の一層の整備と推進を図るため、次の事項について要望します。

市町村の経費負担の軽減について

ア 文化財保護を目的とする国庫補助事業に係る県費補助について、上限補助率を適用すること。また、指定文化財の適正な保存のために必要な維持・管理行為についても補助事業となるよう国に働きかけるとともに、県費補助についても同様の対応を図ること。

イ 埋蔵文化財の適正な記録保存調査を確保するため、事業者が負担している発掘調査経費を国庫補助事業の対象とするなど、国の支援策の拡充を国に働きかけること。

16 基地対策の促進について

神奈川県は、厚木基地をはじめ多くの米軍施設などを抱えています。いずれの施設も人口密集地に位置しているため、周辺住民は航空機騒音や墜落事故の危険などさまざまな不安に悩まされ、長年にわたり、生活環境保全や都市基盤整備に著しい影響を及ぼされています。住民は基地の早期返還を願い、安全確保や福祉の確立、良好な生活環境、基地運用の適正化などを求めています。国や米軍からは在日米軍再編の実施に関する情報提供が少なく、住民の不安や不信は増加しています。

については、次の事項を国や関係機関に働きかけるとともに、県の積極的な支援を要望します。

(1) 基地の早期返還について

都市化により超過密化した現状を考慮され、基地機能の整理及び縮小を推進し、早期返還に向けて必要な措置を行うよう国に働きかけること。

(2) 抜本的な騒音対策について

ア 硫黄島に替わる恒常的訓練施設の選定について、当初の期限を過ぎたにもかかわらず、依然として選定されていないことから、一刻も早く選定するとともに、明確な情報提供をすること。また、移駐が実施されるまでの間も、着陸訓練の硫黄島訓練施設での全面実施を図り、騒音の解消に努めるとともに、実施時には事前に情報を提供するよう国に働きかけること。

イ 航空機騒音の実態を正確かつ迅速に把握するため実施している騒音測定に係る費用について、特別交付税（基地等対策に係る財政需要）による措置ではなく、単独の補助金等として交付するよう国に働きかけること。

ウ 厚木基地を離着陸する航空機、とりわけ空母入港期間中は、空母艦載機による離着陸が頻繁に繰り返され、その激しい騒音は市民の生活環境に重大な影響を及ぼしているため、騒音軽減策を積極的に講じるよう国に働きかけること。**新規**

(3) 基地問題に対する取り組みの強化について

厚木基地の空母艦載機の移駐については、平成 29 年頃までに完了するとされたが、着実な実施と一日でも早い実現により、厚木基地に係る負担軽減が図られるよう、県は基地所在市と十分連携のうえ取り組むとともに、国に働きかけること。

17 都市環境行政の推進について

快適で安全な地域社会を実現するためには、廃棄物処理対策、環境管理施策の強化、地球温暖化防止対策の推進、自然環境の保全など、良好な生活環境の整備、維持が極めて重要です。

については、都市環境の一層の整備保全を図るため、次の事項について要望します。

(1) 廃棄物処理対策について

ア 家電製品の循環型社会の構築及び不法投棄を防止するため、「特定家庭用機器再商品化法」(家電リサイクル法)の対象となる家電製品の指定品目の追加を行うとともに、リサイクル・収集運搬費用を購入時に支払う方式に改善するよう国に働きかけること。また、不法投棄された家電4品目の処理費用の協力金制度の創設及びリサイクル費用を製造業者の負担とするよう国に働きかけること。

イ ごみ処理施設から生じる焼却灰の資源化を推進するため、県が主体となって、資源化施設の誘致や既存企業の育成を行い、県内に一般廃棄物焼却灰を安定的かつ安価に受け入れられる環境を整備すること。

ウ 循環型社会形成推進地域計画に基づき、計画的な廃棄物処理施設等の整備を行うため、要綱に定める交付率による交付金額を割落としせず地方が必要とする総額を確保するよう国に働きかけること。また、ごみ処理広域化により整備する中継施設は、国のダイオキシン類等の削減方針等にも寄与するものであることから、循環型社会形成推進交付金交付要綱で定める範囲を限定せず、交付対象事業となるよう国に働きかけるとともに、ダイオキシン類対策に係る設備機器延命化のための改修について、「災害時の廃棄物処理システムの強靱化」の対象事業とすること。

また、3%以上の二酸化炭素排出削減を伴わない基幹改良についても、同交付金制度の対象とするよう国に働きかけること。さらに、基幹的設備改良事業の交付対象設備について、機器の単純更新など交付対象外とされている事業についても、基幹的設備改良事業として実施するものは交付対象とするよう国に働きかけること。

一部新規

(2) 自然環境の保全について

ア アライグマ及びタイワンリスの完全排除に向けて、引き続き広域的かつ徹底的に防除を行う必要があることから、県有地における捕獲を実施するとともに、県が主導となり、県及び各市町が足並みを揃えて積極的に捕獲を行えるよう、タイワンリスについても県全域における防除実施計画を策定すること。

- イ 平成 29 年度より運用が予定されている「ニホンザル管理計画」策定にあたって、住民の意見を十分聞くとともに、著しい被害を及ぼす群れに対しては、全頭捕獲が可能となるような基準を設定すること。特に、S 群及び鳶尾群・煤ヶ谷群・経ヶ岳群については全頭捕獲を実施すること。また、神奈川県ニホンジカ管理計画による分布拡大防止区域において、各市町村による被害防除捕獲だけでなく、分布状況などを広域的に把握しながら、県が中心となった対策（管理捕獲）を講じること。**一部新規**
- ウ 一般開放が開始された小網代の森について、来遊者が利用できる本設トイレを早期に設置すること。

(3) 海岸の環境保全について

- ア 海中ごみ等について、その実態を把握する調査とともに、その回収及び適正な処理を県の施策として制度化するとともに、国に対しても必要な働きかけをすること。
- イ 海岸の環境保全を図るため、国の地域環境保全対策費補助金（海岸漂着物等地域対策推進事業）の補助率を 10/10 に戻し、平成 29 年度以降も補助を継続するよう国に働きかけること。**新規**

(4) 公共施設における再生可能エネルギー等の導入補助について

公共施設における太陽光発電設備等の設置について、県による再生可能エネルギー等導入推進基金が平成 28 年度をもって終了することから、新たな制度の創設を含めた継続的な財政支援を導入するとともに、国に対しても同様の働きかけを行うこと。

(5) 再生可能エネルギーの普及制度の充実について

再生可能エネルギーの普及について、特に太陽光発電の普及のための施策を充実するよう、国に働きかけること。

(6) 有価物・資源物の取扱者への規制、指導について

資源の再生業者等に関しては、取扱物が廃棄物ではなく有価物であることから、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規制対象外となり、鉄屑等が高く積まれても指導ができない状況であり、再生資源物の堆積場の鋼矢板の塀が倒壊し隣接地に鉄屑が崩れ落ちる事故や、堆積物に引火し長時間燃え続けるという火災が相次ぎ発生し、市民の不安が増している。

については、廃棄物と同様に有価物・資源物の取扱者に対し規制、指導ができるよう国に働きかけるとともに、県においても積極的な対応を行うこと。

(7) 河川環境の美化について

海岸流出ごみの防止及び河川ごみの除去対策として、境川及び引地川の行政区域ごとに除塵機の設置を国に働きかけるとともに、広域的な河川クリーンキャンペーンを通じた県内一体的な美化活動の実施に取り組むなど、県においても積極的な対応を図ること。

新規

(8) 下水道終末処理施設からの排出水における現行基準の継続について

下水道終末処理施設から東京湾への排出水における窒素含有量及びリン含有量の基準について、条例上の経過措置による現行基準を継続すること。**新規**

18 道路の整備について

道路は生活基盤の確立や地域産業経済の活性化にとって、欠くことのできないインフラです。神奈川県内は交通量が多いことから交通事故が多発し、また慢性的な渋滞を生じている路線も多く、これらによる経済的な損失も莫大なものと推察されます。

については、道路整備の計画的な促進を図り、交通体系をより一層充実するため、次の事項について要望します。

(1) 国道の早期事業化、整備促進等について

次の国道の早期事業化、整備等について、国などに働きかけること。

ア 第二東海自動車道（新東名高速道路）の早期供用開始並びに厚木秦野道路の新東名高速道路に合わせた供用開始及び計画区間全ての早期事業化及び施工

【秦野、厚木、伊勢原】

イ 国道 357 号（横浜市金沢区八景島～横須賀市夏島町）の早期整備及び南下延伸ルート
の早期具体化、圏央道の一部である高速横浜環状南線及び横浜湘南道路の早期整備

【横須賀、藤沢】

ウ 西湘バイパス延伸整備の早期事業化 **【小田原】**

エ 国道 134 号の交通渋滞の解消や、防災力・都市景観の向上、安全で快適な歩行空間の確保を図るため、さらなる機能強化と電線地中化の推進及び三浦縦貫道路Ⅱ期区間の供用開始により交通量の増加が懸念される初声小学校入口交差点の付加車線の設置を含めた交差点改良の実施 **【鎌倉、三浦】**

オ 国道 467 号の大和市南部地区の早期完成並びに北部及び中部地区の早期事業着手

【大和】

カ 高規格幹線道路等の計画区域には集落の大規模移転が予定されるため、道路事業用地対象者への配慮や、地元農業者の営農継続、営農集落の再生等に配慮した対策の実施 **【厚木】**

キ 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会開催に合わせ、江ノ島会場と腰越漁港間の国道 134 号における歩行環境や道路景観の改善 **【鎌倉】** **新規**

(2) 県道の早期事業化、整備促進等について

次の県道の早期事業化、整備促進等を図ること。

ア 三浦半島中央道路の湘南国際村～県道 26 号（横須賀三崎）間の、都市計画決定区間の早期整備及び逗子区間の早期着工 **【横須賀、逗子】**

イ 県道 24 号（横須賀逗子）における渋滞の原因となる交差点の改良及び拡幅の早期実施 **【逗子】**

- ウ 三浦縦貫道路Ⅱ期区間及び同道路と一体的機能をもつ都市計画道路西海岸線の未整備区間の早期整備並びに三浦縦貫道路（有料道路区間）の料金体系の早期見直し（引き下げ等）【三浦】
- エ 県道 215 号（上宮田金田三崎港）（江奈湾付近）の歩道設置を含めた視距改良整備の早期実施【三浦】
- オ 県道 40 号（横浜厚木）の境橋から中央 7 丁目までの早期事業認可の取得及び事業着手、県道 40 号（横浜厚木）側の海老名駅入口交差点改良の早期事業着手、県道 40 号（横浜厚木）の国分坂下交差点から海老名小学校までの歩道拡幅による安全対策、県道 45 号（丸子中山茅ヶ崎）の小田急線踏切（桜ヶ丘 1 号）の交通安全対策の早期完成【大和、海老名】**一部新規**
- カ 県道 45 号（丸子中山茅ヶ崎）及び都市計画道路「相模原二ツ塚線」（第 1 期事業区間）の早期完成【大和、座間】
- キ 都市計画道路「相模原二ツ塚線」（第 2 期及び第 3 期事業区間）の継続施工【大和、座間】
- ク 都市計画道路「下今泉門沢橋線」（北伸整備）、都市計画道路「寺尾上土棚線」（県道 40 号（横浜厚木）以北の整備）、県道 407 号（杉久保座間）（国分・杉久保地区の拡幅）、県道 74 号（小田原山北）（沼田交差点、相模沼田駅交差点の右折車線）、県道 40 号（横浜厚木）・42 号（藤沢座間厚木）・45 号（丸子中山茅ヶ崎）の歩道及び主要交差点の右折車線の早期整備【海老名、南足柄、綾瀬、小田原、座間】
- ケ 県道 22 号（横浜伊勢原）（用田橋～戸沢橋間の拡幅）の都市計画決定及び早期事業化【海老名】
- コ 都市計画道路「和田河原・開成・大井線」の早期実現【南足柄】
- サ 都市計画道路「河原口中新田線」と都市計画道路「3・4・4 中新田鍛冶返線」の未整備区間の整備による交通渋滞の緩和と安全で快適な歩行区間の確保【海老名】**一部新規**
- シ 都市計画道路「穴部国府津線」、「城山多古線・小田原山北線」、「小田原中井線」の整備促進【小田原】
- ス 綾瀬市内における県道 40 号（横浜厚木）、県道 45 号（丸子中山茅ヶ崎）の早期 4 車線化に向けた事業計画の策定及び整備【綾瀬】
- セ 県道 21 号（横浜鎌倉）の鶴岡八幡宮から北鎌倉、県道 32 号（藤沢鎌倉）の鎌倉大仏周辺、県道 204 号（金沢鎌倉）の鶴岡八幡宮前交差点から十二所神社及び県道 311 号（鎌倉葉山）の鎌倉市域内全線の歩行者空間の改善について、県と市の連携を更に強化し、実効性のある方策の早期検討。特に、喫緊の課題として、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会開催に合わせた歩行環境や道路景観の改善【鎌倉】

- ソ 厚木秦野道路(仮称)森の里インターチェンジから県道 64 号(伊勢原津久井線)へのアクセス道路となる県道(仮称・上古沢煤ヶ谷線)の整備実現【厚木】
- タ 逗子市内の県道の歩道は狭く、車いすやベビーカー、高齢者、足の不自由な方などの通行が難しいため、都市計画道路の整備を含めた歩道拡幅の早期事業化【逗子】
- チ 南足柄市と箱根町を連絡する道路の継続した工事費等の予算措置及び早期完成【南足柄】

(3) 逗葉新道の無料化について

逗子市内の生活道路に逗葉新道の有料区間を避ける車両が流入し、市内交通の支障となっていることから、逗葉新道の全線無料化を図ること。【逗子】

(4) 橋梁の整備促進等について

「SS9 橋緊急整備計画」による(仮称)相模新橋(都市計画道路「社家岡田線」相模川橋梁部)の早期整備を図ること。【海老名】

(5) 三浦半島地区有料道路の値下げについて

地域経済の活性化や三浦半島全体の交通の円滑化を図るため、本町山中有料道路、三浦縦貫道路及び逗葉新道の通行料金を値下げするとともに、今後予定される消費税率の引き上げにともない通行料金を見直す場合にも、三浦半島の3有料道路の料金は据え置くこと。

また、本町山中有料道路は利便性向上のためにETCを導入すること。

【横須賀、三浦】**一部新規**

(6) 横浜横須賀道路の(仮称)横須賀パーキングエリアスマートインターチェンジの早期完成について

横浜横須賀道路の(仮称)横須賀パーキングエリアスマートインターチェンジの早期完成を図るため、十分な社会資本整備総合交付金の予算を確保し、整備を促進することを国に働きかけること。【横須賀】

(7) 国・県道における自転車通行帯等の整備について

交通の大動脈である国・県道における自転車通行帯等の整備を図ること。

【大和、平塚、海老名】**新規**

19 海岸・河川の整備について

海岸・河川は、やすらぎと潤いのある市民生活を営むうえで、大きな役割を果たしています。しかし、昨今、海岸侵食や流域での宅地化の進行による浸水被害の不安、水質の汚濁等深刻な事態に直面しています。

については、これら海岸・河川の保全及び整備を推進するため、次の事項について要望します。

(1) 海岸の保全について

ア 早急に砂浜の侵食について調査を行い、最良の養浜及び改善対策を講じること。

また、砂浜復元による安全性の確保と、より良い環境整備の創造のため、柳島海岸、中海岸、菱沼海岸等の海岸侵食対策に茅ヶ崎海岸の堆積砂を活用すること。

さらに、竹簀柵等の設置により飛砂を抑制し、漁港への飛砂侵入防止と投入した養浜材を滞留させることで、より効果的な砂浜維持を行うこと。

【茅ヶ崎、逗子、平塚】 **一部新規**

イ バーベキュー等の無秩序な海岸利用について、県が策定する条例において規制するなどの適正な海岸管理対策を講じること。 **【逗子、平塚、藤沢】**

(2) 河川の整備促進について

ア 浸水対策上重要な河川である永池川の未整備箇所を早期に整備するとともに、整備が完了するまでは暫定改修等の対策を講じること。

また、目久尻川については、海老名市公共下水道雨水幹線の接続にあたり流出抑制されているため、流出抑制の解除及び、浸水被害発生状況に対応した新たな河川改修を実施すること。 **【海老名、綾瀬】**

イ 蓼川について、重点整備区間を早期に整備すること。

また、上流の中川橋から打越橋の区間に対しても総合治水対策に基づく河川改修事業を促進させるとともに、河川改修に併せた歩行空間等の環境整備を推進すること。

さらに、浸水解消のための雨水排水処理施設等整備に必要な財政的支援を講じること。 **【綾瀬、藤沢】**

ウ 二級河川引地川の大山橋の架け替え及び護岸整備を早期に完了するとともに、架け替工事が終了するまでは暫定的な安全対策を講じること。

また、平成26年6月に市内を流域とする引地川、境川が特定都市河川に指定されたことにより、市民や事業者、流域自治体に対し、新たな雨水の流出抑制対策などの負担を求めている状況を踏まえ、治水対策の根幹をなす河川改修を両河川の未整備箇所において、速やかに推進すること。 **【大和、綾瀬、藤沢、座間】**

エ 狩川等の県管理河川では土砂が堆積しているため、早急に河床の浚渫を実施すること。 **【南足柄】**

オ 山王川流域は都市化も著しいことから、集中豪雨や台風等の大雨による水害が発生しており、平成 24 年の台風 4 号では河川改修事業区間で護岸が崩落したため、早期に河川改修断面での整備を行うこと。

また、小田急線橋梁上流部では、溢水被害が生じていることから、早期に整備するとともに、暫定的な整備の実施を検討すること。【小田原】

カ さがみグリーンラインは、相模川沿いの各スポーツ施設の連携と充実を図り、各施設が持つ様々な機能を十分に発揮させるために重要な役割を担っているため、早期に整備すること。【海老名】

キ 浸水被害対策として実施する雨水管からの計画放流量が抑制されることなく河川に放流できるようにするため、一級河川玉川、小鮎川及び荻野川の河川改修を進めること。

【厚木】**新規**

ク 大雨等による浸水被害等から住民の生命、財産を守るため、平成 27 年 4 月に策定された小出川・千の川河川整備計画に基づき、小出川の治水面上における安全対策を実施するとともに、相模川左岸の築堤の早期整備及び具体的な河川整備内容を明らかにする相模川河川整備計画を早期に国と策定すること。

また、津波が遡上した際、相模川及び小出川に不法係留されているプレジャーボートが被害拡大の要因となるため、早急に不法係留船対策を講じること。

【茅ヶ崎、平塚、藤沢】**新規**

20 都市整備について

豊かな水や緑などの自然環境と共存した魅力あるまちづくりの推進等、都市環境の整備は快適で安全な生活を営むうえで重要な課題であるとともに、活力ある都市とするために不可欠です。

については、都市環境の整備を推進するため、次の事項について要望します。

(1) 急傾斜地崩壊対策の推進について

急傾斜地崩壊対策工事における公共事業採択基準を緩和するよう国に強く働きかけること。

また、県の防災事業実施を目的とする復興増税を活用し、国の公共事業採択基準未滿のがけに対する県単独事業を拡大して、がけ整備の促進を図ること。

【横須賀、三浦、綾瀬、平塚、鎌倉、藤沢、小田原、逗子、厚木、座間】

(2) 県有未利用地の処分について

県有財産である市街化区域内の未利用地を民間に処分する場合、地元の意向にも十分配慮すること。【逗子、横須賀、鎌倉】

(3) 特定保留区域の市街化編入手続きの迅速化について

特定保留区域の市街化編入にあたり、都市計画の手続きや関東農政局等をはじめとする国・県等の関係機関の調整等に多くの時間を要することから、国関係機関や都市部門と農政部門の調整等を積極的に行い、協議期間の短縮を図ること。

また、国関係協議について、従来よりも詳細かつ適時に情報収集・提供し、迅速かつ円滑な協議が行えるようにすること。【海老名、厚木】

(4) 都市環境整備の推進について

「村岡・深沢地区全体整備構想（案）」の実現を目指すため、新駅設置に向けた期成同盟会の立ち上げや開発・整備・広域幹線道路の整備計画の策定について、財政的支援や体制づくりに主体的に取り組むこと。【藤沢】

(5) 空き家対策の推進について

定住を促す魅力的な都市環境づくりと人口減少社会に対応した総合的な住宅政策を推進するため、空き家の有効活用や流通の促進、解体を含めた適正な管理等について、財政支援を行うこと。【横須賀、平塚、藤沢、厚木、南足柄】**新規**

(6) 水道事業体の広域化等の支援について

県下の水道事業体で広域化または県営水道事業への統合を希望する事業体がある場合には、当該事業体はもとより密接に関連のある周辺事業体に対しても積極的に働きかけるなど、広域化等に向けた具体的な枠組みを整えること。【三浦】**新規**

(7) 工業系用地の充実について

昨年度「神奈川県土地利用基本計画」の改正を受けた市町村の取組を支援するため、都市整備部門のみならず、農政、環境、産業立地部門等を含めた一元的な窓口を設けて、より積極的に各種調整を行うこと。【海老名、平塚、厚木】**新規**

21 都市公園等の整備について

良好な都市環境の形成及び安全なまちづくりのためには、都市公園等の整備は重要な課題です。

については、都市公園等の整備を推進するため、次の事項について要望します。

(1) 広域的な緑地保全の推進について

近郊緑地特別保全地区の買入れ事務や、歴史的風土特別保存地区の指定拡大、市域を跨ぐ緑地の保全への積極的な関与とともに、これらの広域的な地域制緑地に対する積極的な維持管理や所有管理に対する補助制度創設、及び市による樹林管理事業への支援など、法制度の趣旨に基づく県市の適正な役割分担の考え方に沿った対応をとること。

【鎌倉、平塚】

(2) 城ヶ島ハイキングコースの整備について

台風被害により通行止めが続いている県立城ヶ島公園区域及び三崎漁港区域内における城ヶ島水っ垂れハイキングコースの早期整備を図ること。【三浦】

(3) 県西地域における広域公園の整備について

健康増進を図るなど多面的な機能を担うなど重要な役割を果たすことが期待されている県立おだわら諏訪の原公園について、第2期・第3期事業区域の早期事業化を図ること。【小田原】**新規**

22 都市交通の整備について

安全で快適な生活を営むうえで、都市交通環境の整備は重要な課題です。

については、都市交通の整備を推進するため、次の事項について要望します。

(1) 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（バリアフリー新法）の施行に伴う諸施策に対する財政支援等について

バリアフリー新法に適合したノンステップバスの普及促進に向け、バス事業者のノンステップバス導入経費に対する支援制度を創設すること。

【平塚、伊勢原、小田原、厚木】

(2) 公共車両優先システム（PTPS）の導入推進について

公共交通の利便性向上のため、逗子市域の渋滞が著しく発生している地区に公共車両優先システム（PTPS）の導入を推進すること。【逗子】

(3) 大量公共交通機関の必要性の位置付けについて

相模川以西への広域的な大量輸送が可能な公共交通機関として、小田急多摩線や相鉄線の延伸など、相模川以西の発展に向けた公共交通機関の必要性を「かながわ交通計画」に位置付けること。【厚木、平塚】

(4) ロードプライシングの推進について

鎌倉地域の主要な幹線道路（県道など）では、休日を中心に著しい交通渋滞が発生していることから、その解消の施策である（仮称）鎌倉ロードプライシングの実現に向けた連携体制を構築すること。【鎌倉】

(5) コミュニティバスの運行支援について

高齢者等の交通弱者に対する自立支援や交通不便地域の解消等を目的として市町村が行うコミュニティバス運行には多額の財政負担が必要となるため、新たな国庫補助制度を創設するよう国に働きかけること。【綾瀬、座間】

(6) 神奈川県地域間幹線系統確保維持費補助金について

神奈川県地域間幹線系統確保維持費補助金について、十分な予算を確保すること。

【小田原、海老名】**新規**

23 農林水産業の振興について

農林水産業は、食糧の安定供給をはじめ、国土の環境保全や都市生活の活性化等、我が国の経済社会の発展に大きな役割を果たしています。

については、農林水産業の一層の振興を図るため、次の事項について要望します。

(1) 6次経済の核となる漁港づくりの推進について

6次経済の構築をめざし、「漁港施設の高度衛生管理の更なる推進」をはじめとする各施策の推進を図るとともに、市が行う施策について必要な支援を行うこと。

【小田原、三浦】**一部新規**

(2) 農地の相続税納税猶予制度の拡大について

農業後継者を育てるため、市街化区域内農地の相続税に関する納税猶予制度の基準緩和及び適用拡大について、国に働きかけること。【藤沢、厚木】

(3) 漁港整備に関する支援について

小田原漁港特定漁港漁場整備事業の平成 30 年度の完成に向けた予算を確保し、円滑な事業の推進を図ること。【小田原】**新規**

(4) 農業系インフラ維持管理に関する支援について

農道や農業用水排水路を地域資源として、地域住民が適切に保全管理を行うための予算措置を講じること。【南足柄、平塚、厚木】**新規**

24 公共用地の取得について

都市基盤の整備、福祉・教育施設の拡充等、社会資本の整備を計画的に進めるためには、公共用地の取得は重要な課題です。

については、円滑な用地取得の実現を図るため、次の事項について要望します。

公共用地に農地等を提供した場合における優遇策の拡大について

相続税納税猶予制度について適用後の制限を緩和し、当該制度の適用を受けている農地を公共用地として提供する場合は、その適用を打ち切ることのないよう国に働きかけること。【伊勢原、厚木】

25 地域の活性化に向けた取り組みについて

「新たな観光の核づくり」などの地域を活性化するためのプロジェクトを推進することが重要です。

については、地域の活性化を図るため、次の事項について要望します。

(1) 「新たな観光の核づくり促進交付金」について

「新たな観光の核づくり促進交付金」について平成 29 年度も継続すること。

【三浦】**新規**

(2) 三浦半島全域を観光地として一体的にPRするための支援の実施について

平成 26 年度に予算措置された広域観光推進事業費など、三浦半島全域を観光地として一体的にPRするための効果的な支援について、引き続き取り組みを継続すること。

【横須賀】

(3) 三浦半島魅力最大化プロジェクトの積極的な推進について

平成 28 年 3 月に策定された三浦半島魅力最大化プロジェクトの推進にあたり、広域自治体としての役割を積極的に担うこと。【逗子、三浦】**新規**

(4) 地域振興拠点施設の整備について

地域振興拠点施設として位置付けをしている「(仮称) 道の駅 金太郎のふる里」の整備について、総合的な支援を行うこと。【南足柄】

(5) 大規模スポーツ大会などの誘致に向けた取り組みについて

三浦半島地域全体の魅力を高める大規模スポーツ大会の誘致について支援するとともに、実施の際には技術的・財政的支援をすること。【横須賀】**新規**

26 計画的な社会資本の整備推進について

少子高齢・人口減少社会を見据え、将来にわたり持続可能な都市を実現するため、計画的な社会資本の維持管理・更新を進めていく必要があります。

については、次の事項について要望します。

(1) 国庫補助金の予算確保について

社会資本整備総合交付金や農山漁村地域整備交付金などのインフラ整備に係る国庫補助金について、割落としをせず地方が必要とする総額を確保するよう国に働きかけること。【横須賀、伊勢原、藤沢、茅ヶ崎、厚木、海老名】 **一部新規**

(2) 行政機能の集約に係る支援について

高齢者や子育て世代にとって安心して暮らせる健康で快適な生活環境を実現するとともに、国の施策であるコンパクトシティ及び国土強靱化を推進するほか、厳しい財政状況にも対応するため、行政機能の複合・集約化を推進する支援制度の創設について、国に働きかけること。【厚木、平塚、藤沢】 **新規**

27 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会、ラグビーワールドカップ2019開催に向けた取り組みについて

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会のセーリング競技会場に江の島が決定するとともに、ラグビーワールドカップ2019の開催都市に「横浜市・神奈川県」が決定しました。今まで以上に県内への注目度が高まっており、関係機関との密接な協議・連携のもと、準備を進めていくことが必要です。

また、これらの大会に向け、誰もが快適に楽しめる観光空間を実現する必要があります。については、都市基盤等の整備を図るため、次の事項について要望します。

(1) 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた基盤整備等の支援について

観光インフラの整備等に対する財政支援制度を充実すること。

また、この機会に神奈川県魅力を世界に発信するための歴史や文化財等を活用した文化プログラムの企画・展開に対し、予算面や推進体制での支援を行うこと。

【鎌倉、藤沢、逗子】

(2) スポーツ施設の整備等に関する支援について

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会及びラグビーワールドカップ2019に向けたスポーツ施設の整備等について、新たな国庫補助制度を創設するよう国に働きかけること。【厚木、平塚、藤沢、茅ヶ崎】**新規**

28 公契約法の制定について

近年の景気低迷による執行案件の減少等により、業者間の受注競争が激化し、そのしわ寄せが下請け業者やその労働者にもおよび、労働条件の悪化を招いている状況となっています。労働条件の悪化は、労働意欲の低下や新規入職者の減少などの要因となり、業務の質の低下のみならず、ひいては市民サービスの低下を招くこととなります。

については、公契約法の制定を図るため、次の事項について要望します。

公契約に関する法律の整備について

労働者等の労働環境の整備、適正な入札事務及び事業の質の向上を図り、豊かな地域社会を実現するため、公契約法の制定について、国に働きかけること。

【茅ヶ崎、平塚、鎌倉、秦野、厚木】

29 産業振興施策に対する財政支援について

産業の集積は、税収、雇用など、地域の活性化には不可欠であり、新たな技術を積極的に取り入れている地域への支援が重要です。

については、地域の産業振興施策を推進するため、次の事項について要望します。

新たな技術を活用した産業振興施策に対する財政支援について

ドローン（無人飛行機）や自動運転など、新たな技術を活用した産業振興施策について、財政支援を行うこと。【横須賀、平塚、厚木】**新規**